

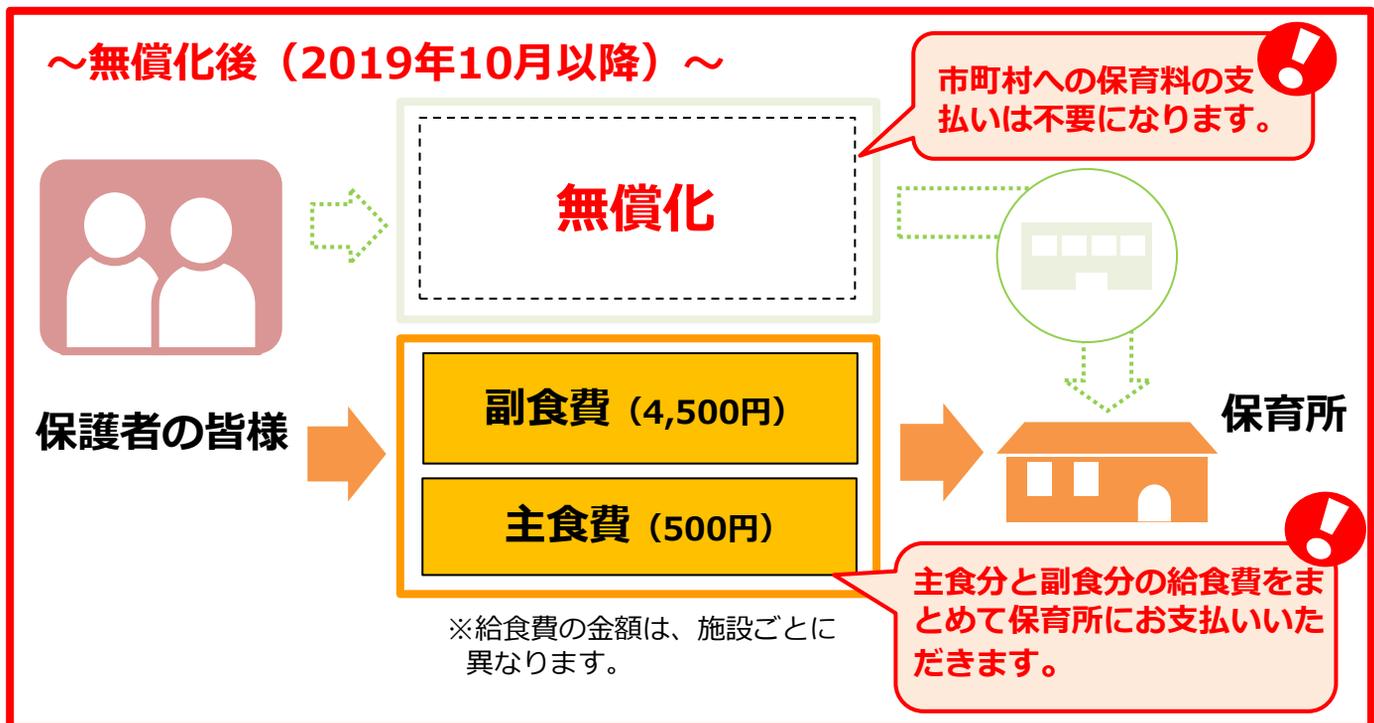
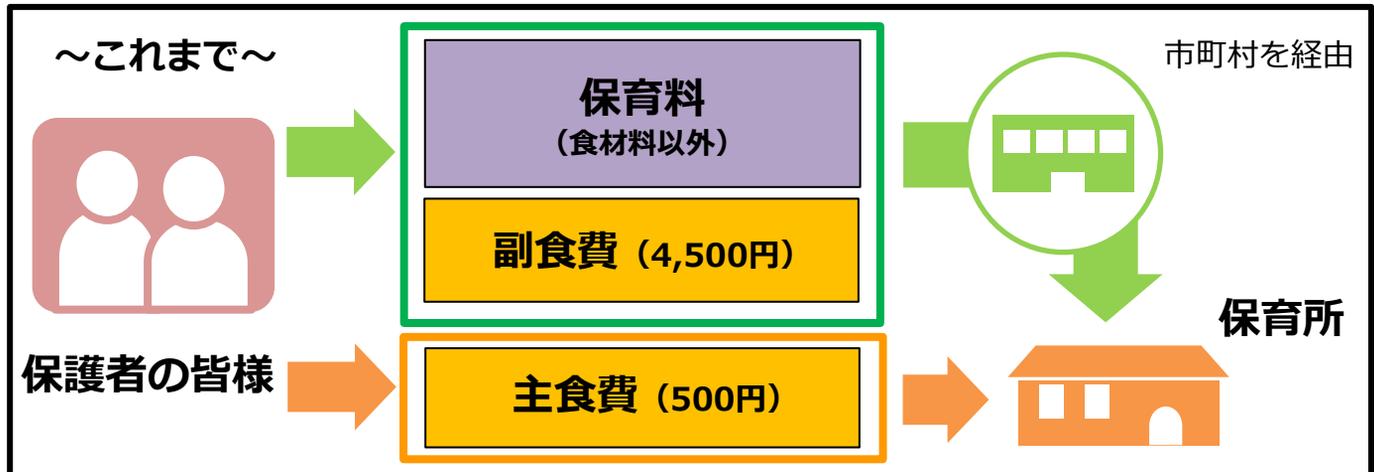
無償化後の給食費について

○現在、3～5歳児の給食費分は、

- ・主食（お米など）分については直接、
- ・副食（おかず）分については（保育料の一部として）市町村を通じて、保育所にお支払い、または現物を持参していただいております

○今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**

※年収360万円未満相当世帯の子どもと、すべての第3子以降の子どもの副食費は免除



問い合わせ先: 多治見市 福祉部 子ども支援課
TEL: 0572-23-5947 MAIL: kodomosien@city.tajimi.lg.jp